

- 一、解雇、賃金値下げ、労働強化絶対反対！
- 二、失業救済諸施設の即時実施と、労働者の管理権参加。
- 三、官標的雇傭契約並に就業規則の改廃。
- 四、国庫並に資本家負担に依る労働者住宅、合宿所、保養所の設置。
- 五、兵役徴収に対する就業の保証、解雇絶対反対。
- 六、中間搾取制及三重賃金制の撤廃。
- 七、臨時雇傭制の撤廃。
- 八、同一労働に対する同一賃金の支給。
- 九、婦人並に幼年労働者の寄宿制度の改廃。
- 十、標準生活賃金制の設定。
- 十一、七時間労働制及一週四十二時間制の実施。但、鉱山労働は坑口交替五時間制及一週三十時間制のこと。

十二、娯楽階級運動暴行諸法令の撤廃。

- イ、治安維持法の改廃。
- ロ、治安警察法の改廃。
- ハ、労働争議調停法の改廃。
- ニ、暴力行為取締法の改廃。
- ホ、行政執行法の改廃。
- ヘ、警察犯処罰令の改廃。
- ト、刑法其他労働運動関係法規の改廃。
- チ、盗犯防止令の撤廃。
- リ、違警罪即決令の撤廃。

十三、団結権、罷業権、団体交渉権の獲得。

- 十四、労働立法の改正並に制定。イ労働組合法の制定（並行して）
- ロ、現行工場法の改正。
- ハ、現行鉱業法の改正。

二六、現行海員法其他海員関係法規の改正。

ホ、交通労働者特別裁判法の制定即時実施。

ヘ、屋外労働者災害保償法の改廃並に労働者賠償法の制定

ト、商業使用人の保護法規の制定即時実施。

チ、現行民法中の雇傭契約関係法規の改正。